

民法の流れ図

中山 秀 登

はじめに

A 編と編との関係

B 章と章との関係

C 節と節との関係

D 款と款との関係

E 条文と条文との関係（本号、第3編 債権、第1章 総則、第1節
債権の目的から、第3節 多数当事者の債権まで）

F 条文

むすび

はじめに

民法の授業のときには、小さい六法全書をもってくるように、と何度も言った。ある授業のさい、学生らに、六法全書をもってきたかを聞いてみたら、100人ぐらいのうち、約半数だった。私は、意外に多いな、という感想だった。小さいとはいえ、六法全書は、わりあい重いこともあり、もっ

てくるように、という私も、やや気が引け気味である。というのは、六法全書を読む、などということは、民法を教えている私でさえ、いまだにおっくうだからだ。

そうはいってもやはり、民法の授業は、民法という法典なしでは、やっていけない。事ほどさように、民法という法典を読む気がしない、というのは、なぜだろう。私なりに、理由を考えてみた。

一つには、文語体であった。しかし、法律改正により、第一編ないし第三編は、口語体に変えられたので、一つめの理由は、解消した。

二つには、個々の条文について、条文が短ければ、まだなんとか読めるだろう。しかし、条文が長いと、もうだめ、である。ただでさえ、堅苦しい条文が、長いときたら、もう、読むのが耐えられなくなるのである。法律は、むずかしい、として、六法全書は、放り出される運命にある。以上について、私は、前掲の目次にあるFで、解決するつもりである。

三つには、まあ、なんとか、個々の条文は読めた、としよう。しかし、あの条文と、この条文と、その条文は、どこで、どう、つながっているのか？という疑問が、湧き出てくる。ここで、読む人は、民法典に、ついていけなくなって、法律嫌いになる。つまり、条文と条文などの関係が分からないのである。以上を、私は、前掲の目次にあるAないしEで、解決するつもりである。

以上、民法典そのものを読むことの困難の解決の方法として、私が選んだのは、流れ図である。流れ図については、つぎの書物を参照した。すなわち、寺田文行ほか編・高校数学解法辞典、1205頁以下「コンピュータ」である。

流れ図を作成するにあたって、民法そのものの構成にしたがって、前掲の目次のように、ランクづけをした。Aは、もっとも大局的に見たばあいの流れ図であり、最後のFは、もっとも細部のばあい、すなわち個々の条文の流れ図である。

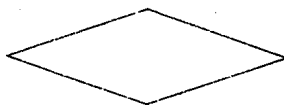
つぎに、記号の意味を述べよう。前掲書1206頁によれば、



は、「はじめ」と「おわり」を示す。



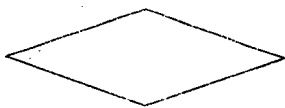
は、「計算式など処理の内容をかく。」



は、「判断の条件をかきこみ、それによって分岐する。」

ということである。

本稿では、



のばあいには、YはYesすなわち、「はい」を表し、
NはNoすなわち、「いいえ」を表す。

数字だけ書いてあるばあいは、条文を表し、項は①②などと表す。

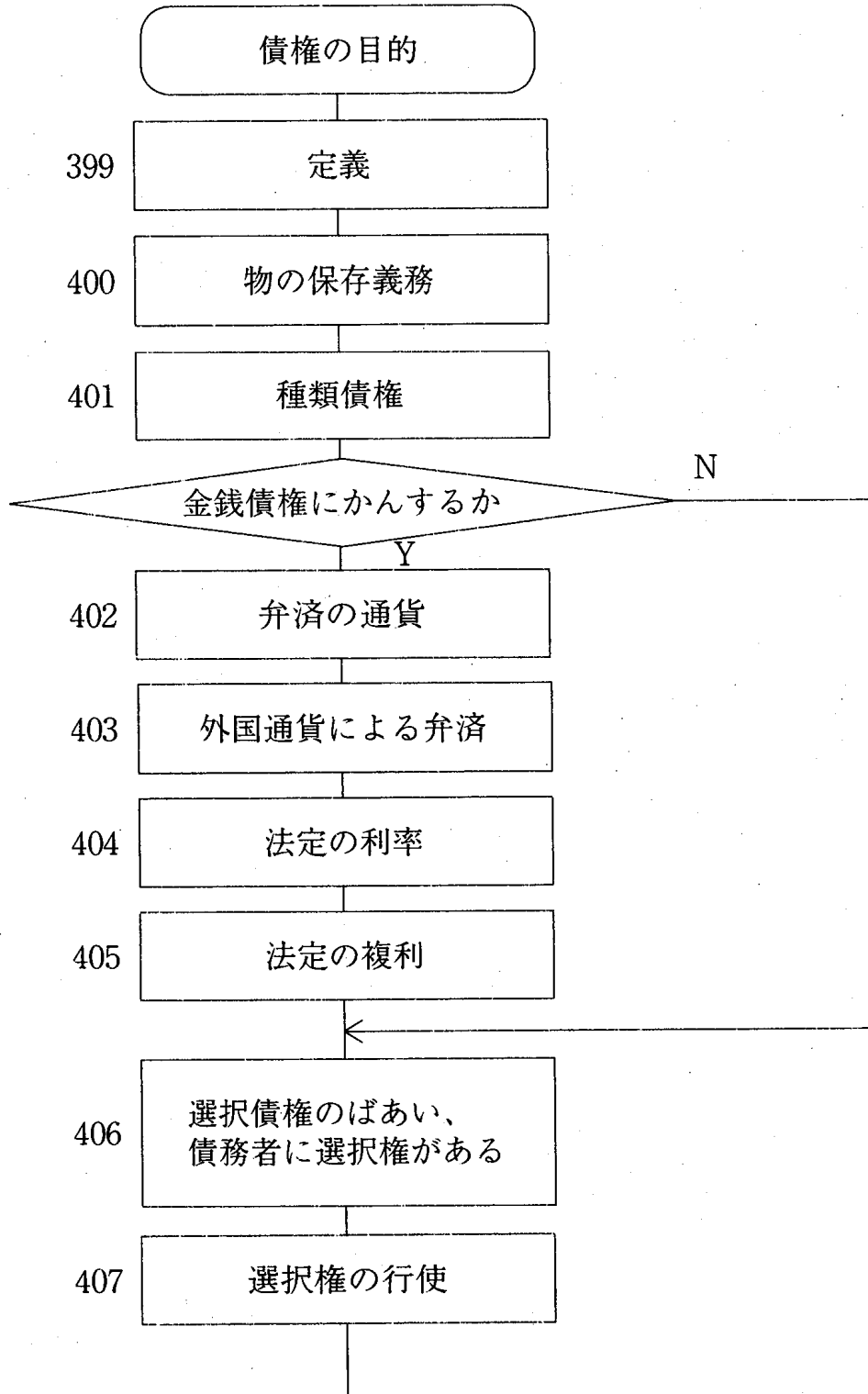
注は、(1)(2)・・・などとして表す。

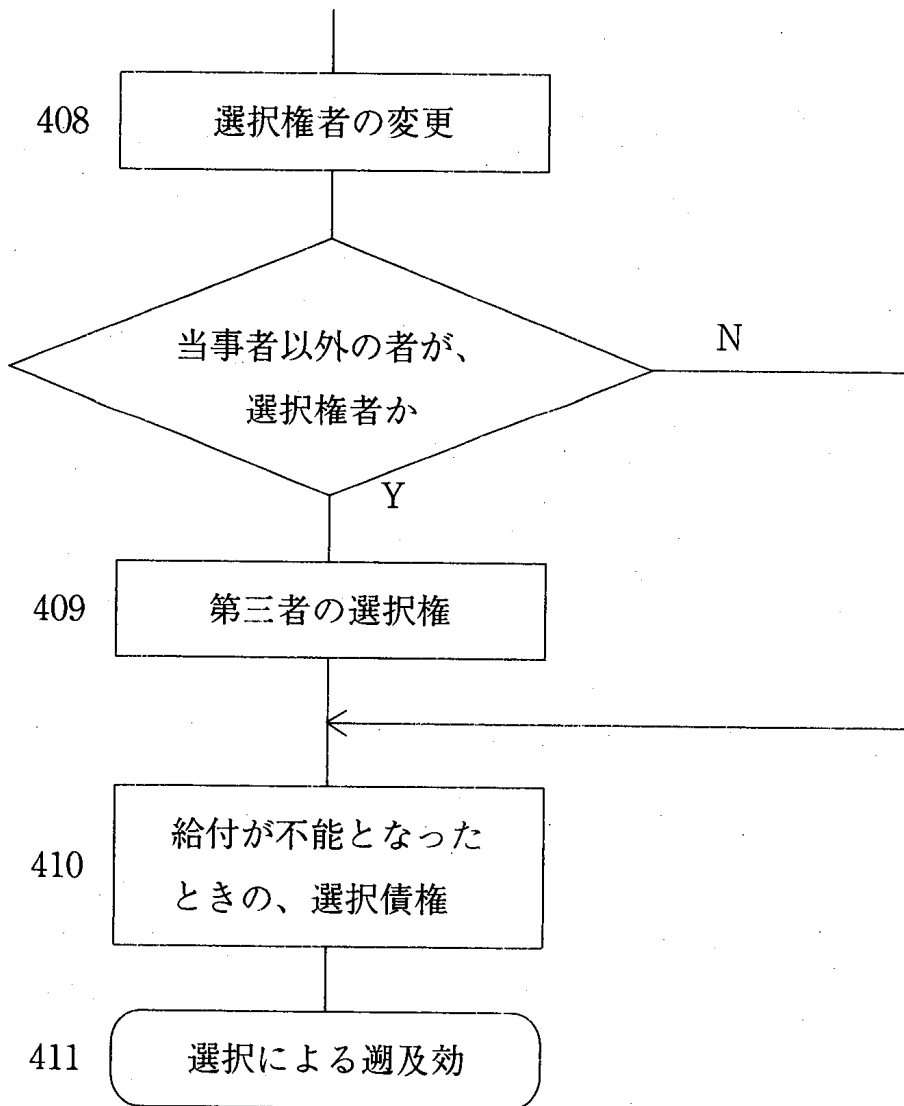
個々の表題のなかで、A、B、C、D、E、Fと書いてあるときは、前掲の目次の意味を表す。

第3編 債権

第1章 総則

第1節 債権の目的

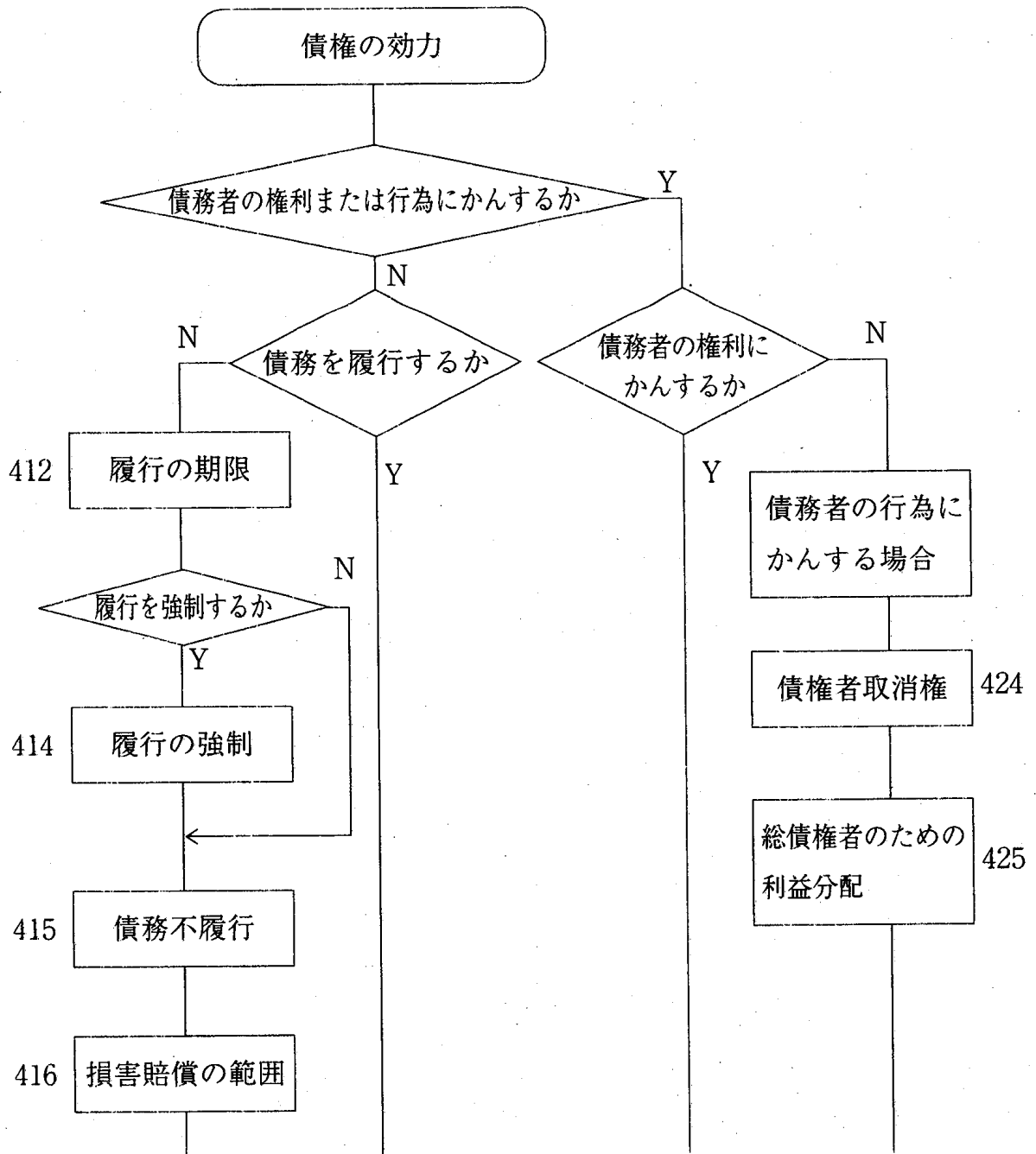


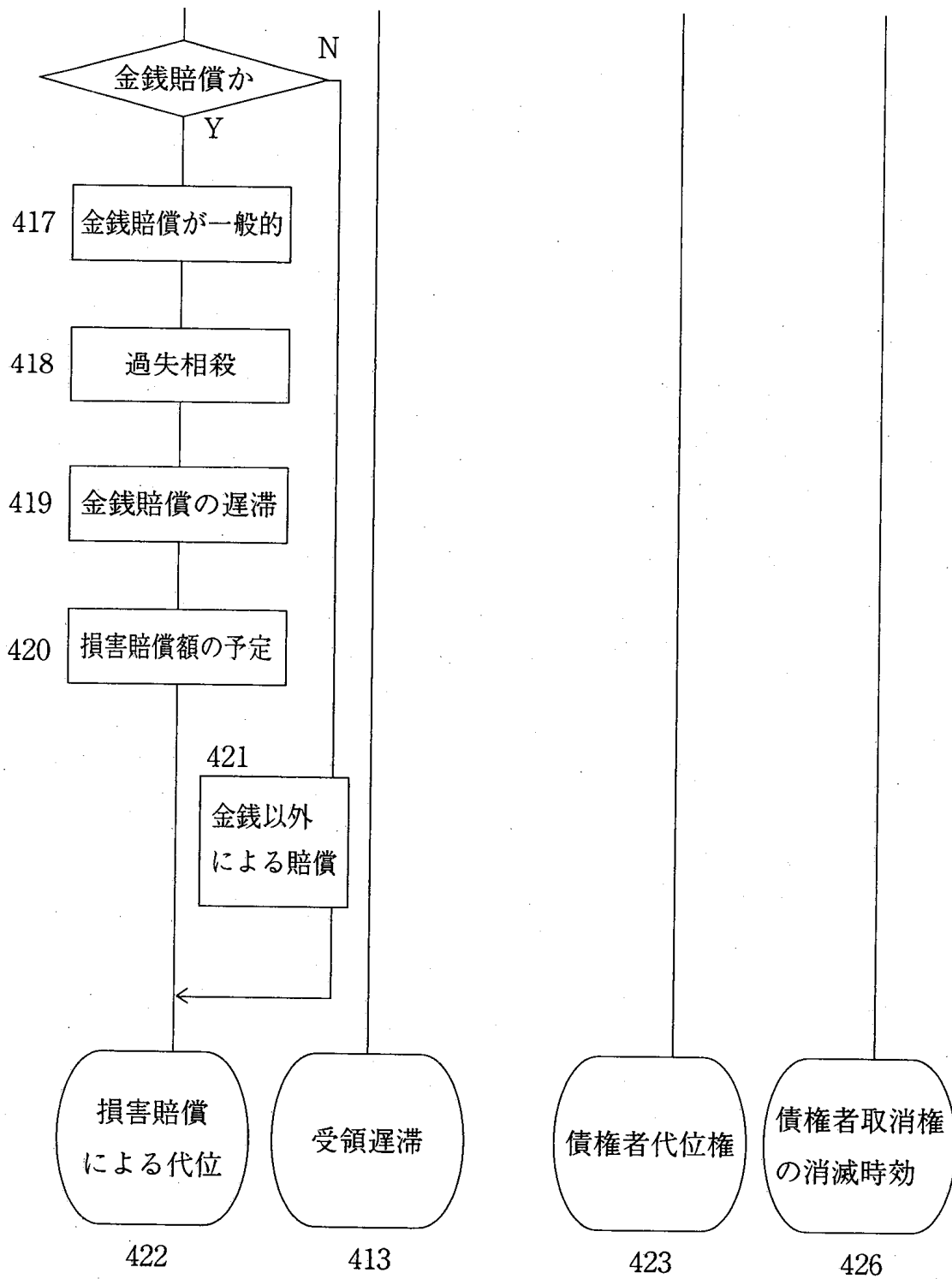


第3編 債権

第1章 総則

第2節 債権の効力



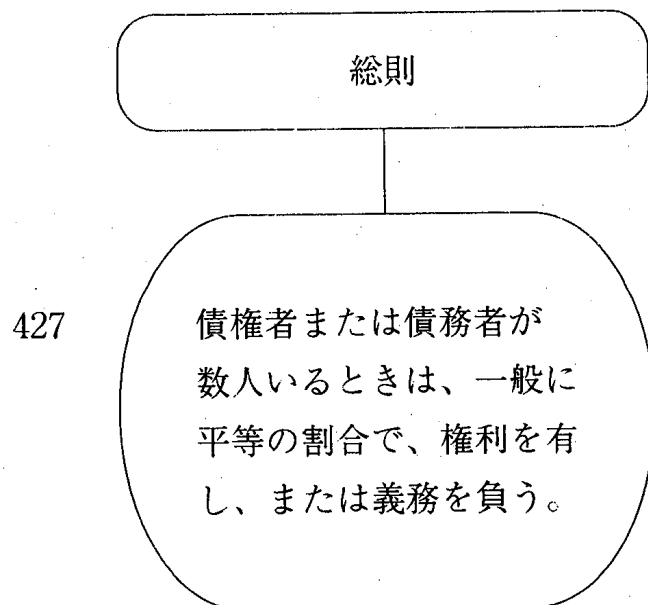


第3編 債権

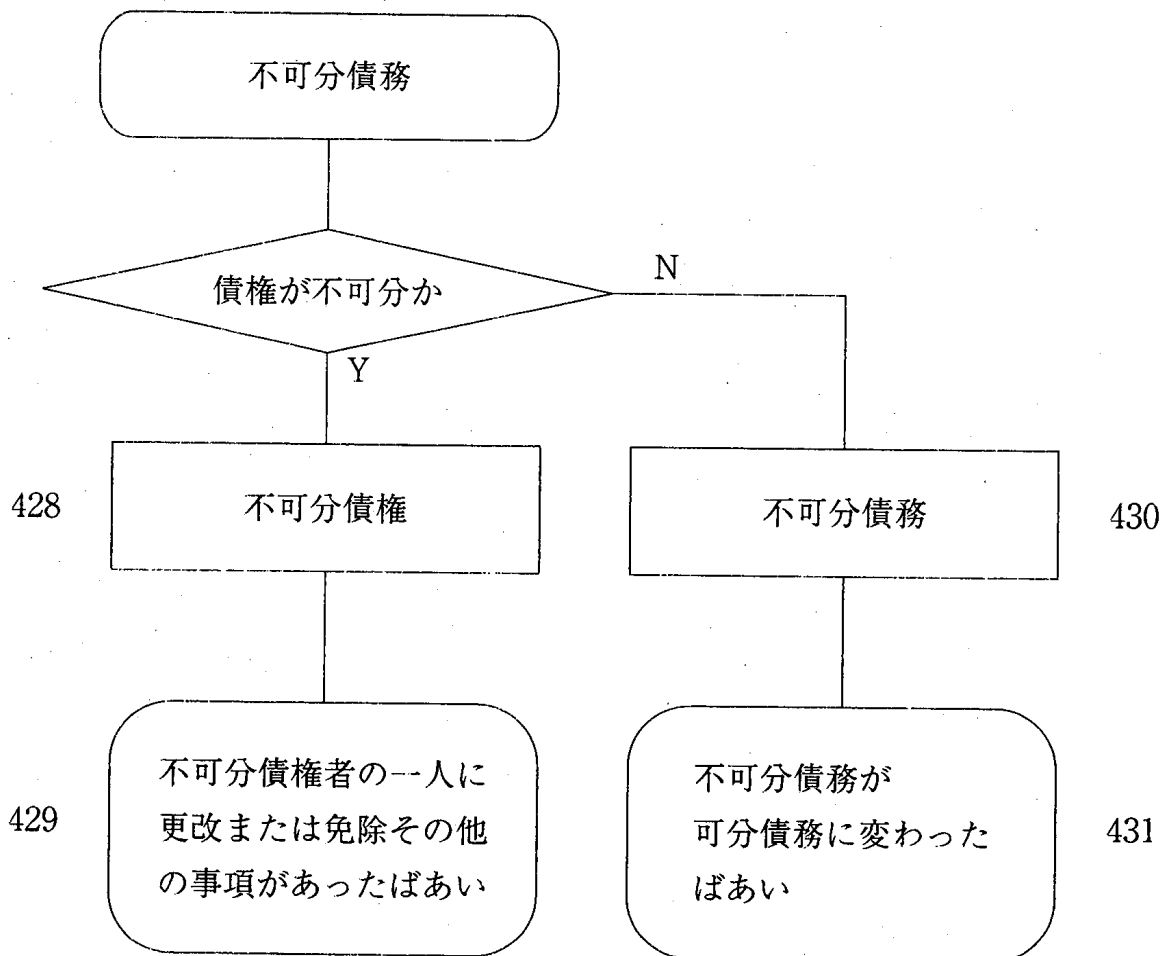
第1章 総則

第3節 多数当事者の債権

第1款 総則



第3編 債権
第1章 総則
第3節 多数当事者の債権
第2款 不可分債務

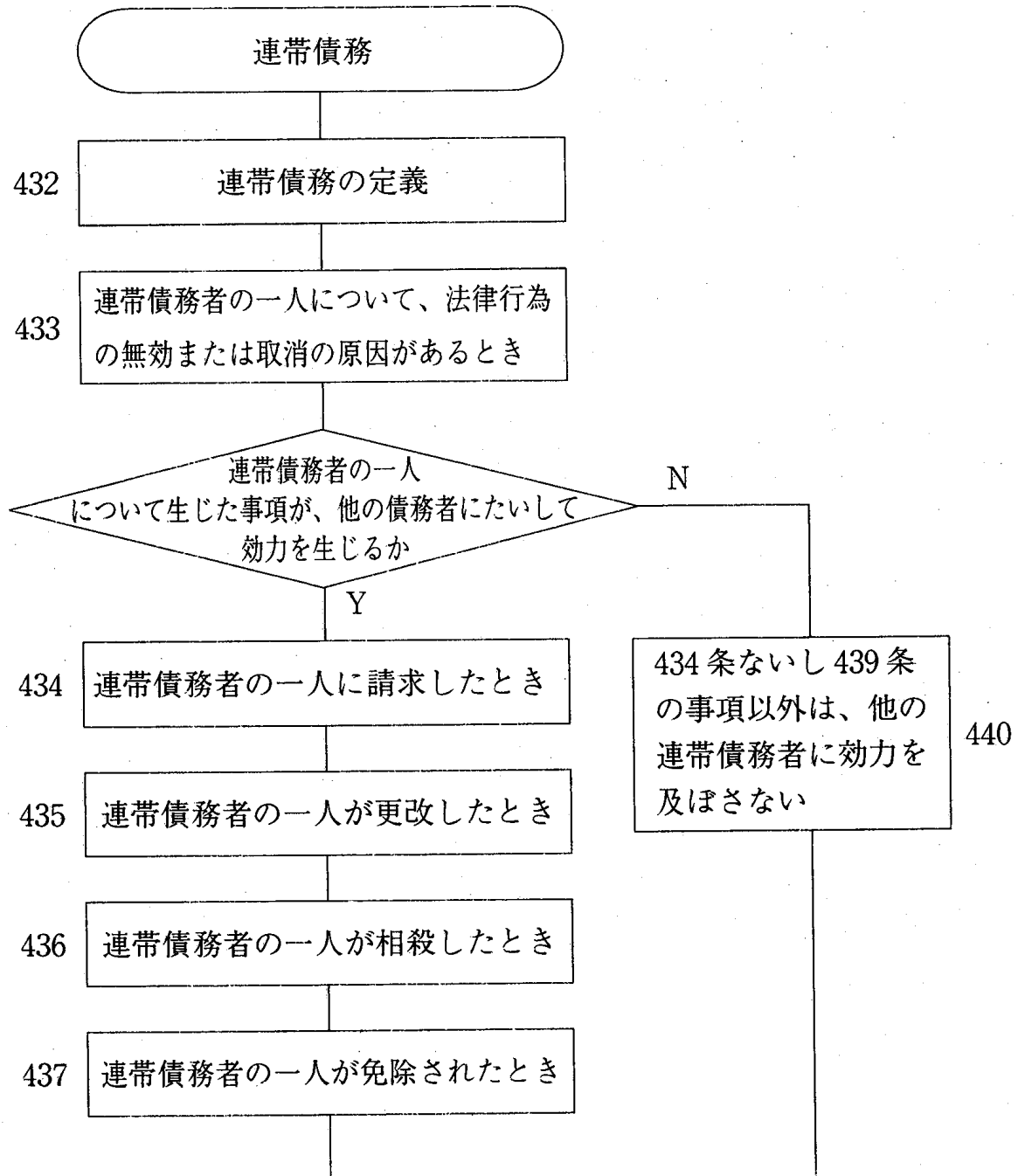


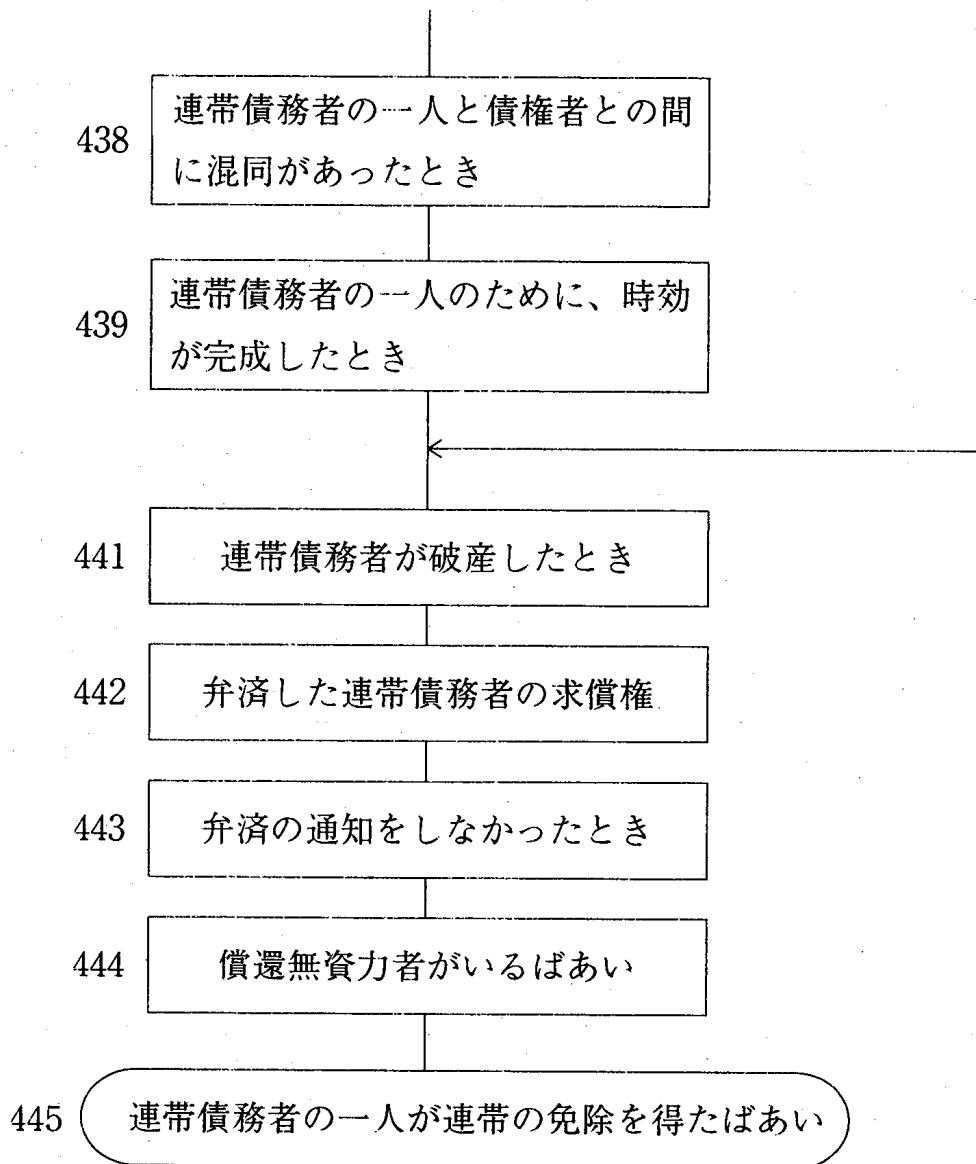
第3編 債権

第1章 総則

第3節 多数当事者の債権

第3款 連帯債務





第3編 債権

第1章 総則

第3節 多数当事者の債権

第4款 保証債務

